

# 施設入所利用料金(ロングステイ)

①

医療法人 景雲会  
介護老人保健施設 勝沼ナーシングセンター

## 介護保険対象サービスの自己負担額 (1割)

項 目		基本料金	摘 要
介 護 度	要介護 1	788円/日	長期入所用 1日当りの自己負担額 【多床室利用者】
	要介護 2	836円/日	
	要介護 3	898円/日	
	要介護 4	949円/日	
	要介護 5	1,003円/日	
介 護 度	要介護 1	714円/日	長期入所用 1日当りの自己負担額 【個室利用者】
	要介護 2	759円/日	
	要介護 3	821円/日	
	要介護 4	874円/日	
	要介護 5	925円/日	
初期加算		30円/日	入所した日から30日に限り、自己負担分として1日に30円を算定
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(I)		34円/日	在宅復帰・在宅療養支援が基準に適合する場合(基本型)
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(II)		46円/日	在宅復帰・在宅療養支援が基準に適合する場合(在宅強化型)
夜勤職員配置加算		24円/日	夜勤職員の配置基準を満たしている場合
認知症ケア加算		76円/日	日常生活に支障を来すような症状・行動又は意志疎通の困難な方
認知症行動 心理症状緊急対応加算		200円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合(入所日より起算して7日を限度)
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算		33円/月	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が共同し、リハビリテーションの質を管理するリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出している
短期集中リハビリ テーション実施加算		240円/日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、その入所の日から起算して3ヶ月以内に集中的リハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリ テーション実施加算 (3回/週を限度)		240円/回	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、その入所日より起算して3ヶ月以内に集中的リハビリテーションを行った場合
経口移行加算		28円/日	経管により食事摂取している入所者に対して、医師の指示に基づき、経口による食事摂取を進めるための栄養管理を180日以内に限り行った場合
経口維持加算(I)		400円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師の指示に基づき他職種が共同し、食事観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための栄養管理を6ヶ月以内に限り行った場合
経口維持加算(II)		100円/月	協力歯科医療機関を定めており、経口維持加算(I)を算定している場合であって、食事観察及び会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算(I)		90円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合
口腔衛生管理加算(II)		110円/月	(I)の要件に加えて、口腔衛生の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出
再入所時栄養連携加算		200円	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合
療養食加算(1食)		6円/回	食事の内容が管理栄養士に管理され、食事の提供が行われている場合
栄養マネジメント強化加算		11円/日	各入所者の状態に応じた栄養管理が計画的に行われている場合
ターミナルケア加算		80円/日	死亡日以前31日以上45日以下
		160円/日	死亡日以前4日以上30日以下
		820円/日	死亡日の前日及び前々日
		1,650円/日	死亡日

外泊時加算	362円/日	外泊は1月に6日迄で、上記料金に替えて自己負担分として算定
外泊時加算 (在宅サービスを利用)	800円/日	外泊は1月に6日迄で、上記料金に替えて自己負担分として算定
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円	居宅を訪問し、退所を目的としたサービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円	(Ⅰ)に加え生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活支援計画を策定
試行的退所時指導加算	400円	退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	500円	退所後の主治医に対し、診療状況を示す文書を添え紹介を行った場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円	(Ⅱ)の要件に加えて、居宅介護支援事業所と連携し居宅サービス等の利用方針を定める
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円	居宅介護支援事業所に対し必要な情報を提供する
訪問看護指示加算	300円	指定居宅訪問看護ステーションに対し、訪問看護指示書を交付した場合
緊急時治療管理	518円/日	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合
特定治療	診療報酬	リハビリテーション・処置・手術・麻酔又は放射線治療を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239円/日	投薬、検査、注射、処置等を行った場合(連続する7日を限度とする)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	医師が感染症対策に関する研修を受講していること(連続する10日を限度とする)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	(Ⅰ)の要件に加えて、入所者の褥瘡発生を防ぐ
排泄支援加算(Ⅰ)	10円/月	多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
排泄支援加算(Ⅱ)	15円/月	(Ⅰ)に加えて、排尿・排便状態の悪化がない又は、おむつ使用の有りから無しに改善
排泄支援加算(Ⅲ)	20円/月	(Ⅰ)に加えて、排尿・排便状態の悪化がないかつ、おむつ使用の有りから無しに改善
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	認知症介護指導者養成研修修了者を配置
認知症情報提供加算	350円/回	認知症疾患医療センター等への紹介
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者に対して、介護老人保健施設サービスを行った場合
自立支援促進加算	300円/月	自立支援に係る支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施する
安全対策体制加算	20円	外部の研修を受けた担当者が、安全対策を講じる体制が整備されている(入所中1回)
地域連携診療計画 情報提供加算 (1回を限度)	300円	保険医療機関を退院した入所者に対して、当該保険医療機関が地域医療連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療を行うとともに、同意を得た上で当該退院した日の属する月の翌月までに、病院へ診療情報を文書により提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	100円	医師又は薬剤師が薬物療法に関する研修受講し、服用薬剤の総合的評価を行う
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円	(Ⅰ)を算定していて、服薬情報等を厚生労働省に提出している
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円	(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定していて、入所時処方内服薬が6種類以上より1種類以上減少させる
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	入所者ごとの心身の状態等の基本的情報を、厚生労働省に提出している
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	入所者ごとの心身・疾病の状態等の基本的情報を、厚生労働省に提出している
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数にサービス加算率を乗じた単位で算定 所定単位×39/1000 (Ⅱ) 所定単位×29/1000 (Ⅲ) 所定単位×16/1000	
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 所定単位×21/1000 (Ⅱ)所定単位×17/1000	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数のうち①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	介護職員の総数のうち①介護福祉士50%以上 ②常勤75%以上③勤続7年以上30%以上
令和3年9月30日まで上乘せ分		新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位×1/1000

※上記の他、所要のサービスを提供した場合には、厚生労働省告示に基づき利用料をいただきます。

## その他の費用(ご利用の方のみいただきます。)

食事療養費	1,930円/日	内訳 朝食 580円 昼食 670円 夕食 680円
日用消耗品費	250円/日	シャンプー・石鹸・クリーム・ティッシュペーパーなど
教養娯楽費	200円/日	クラブ活動材料等
居住費 i	1,640円/日	個室(認知症専門棟を利用の方は、多床室の居住費となります)
居住費 ii	420円/日	多床室(2人部屋も含む)
個室利用料	4,400円/日	個室利用の場合(ただし、認知症専門棟利用者を除く)
二人部屋利用料	2,200円/日	2人部屋利用の場合
* 健康管理費	実 費	インフルエンザ予防接種等をされた場合
* 特別な食事料	実 費	特別メニューの食事を選定した場合
* 洗濯代(私物)	実 費	原則家族持ち帰り 希望者は委託業者と直接契約
* 行事費	実 費	小旅行、観劇、料理教室等の参加者
* 理容代	実 費	委託業者

※その他、本人希望の消耗品、趣向品については別途実費にていただきます。

※頭部に\*のある項目については、消費税の対象となります。